

高槻市ブロック塀等撤去事業者情報提供制度運用要領

令和3年1月19日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市民がブロック塀等撤去工事の計画をする際の事業者選定を支援するための情報提供制度の運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高槻市ブロック塀等撤去事業者情報提供制度 掲載事業者の概要を市民に開示・提供する制度で、市が管理・運用するものをいう。
- (2) 事業者 ブロック塀等撤去工事又は外構工事に係る各種施工行為、設計及び監理を業としている者をいう。
- (3) 事業者リスト 制度運用を目的として市が作成した事業者の名称、当該事業者の所在地等を掲載した名簿をいう。
- (4) 掲載事業者 事業者リストに掲載されている事業者をいう。

(制度の実施主体と役割等)

第3条 市は、高槻市ブロック塀等撤去事業者情報提供制度の内容及び利用方法等について、市民へ説明を行い、事業者リストを公開し、掲載事業者に関する情報を管理及び総括並びに掲載事業者に対し助言等を行う。

2 掲載事業者はブロック塀等撤去工事又は外構工事に関する助言や、設計、施工等の事業を実施する。

(事業者リスト掲載の届出等)

第4条 事業者リストに掲載を希望する事業者は、次の別記様式第1号による掲載希望届を市に届け出るものとする。

- 2 掲載事業者は、掲載希望届に記載した内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更後の内容を記載した掲載希望届を再度届け出るものとする。
- 3 掲載を希望する事業者は、掲載希望届に次の各号に掲げる内容を記入してはならない。
 - (1) 事実と異なる内容
 - (2) 具体的な第三者を誹謗中傷する内容
 - (3) 具体的な第三者と比較する内容
 - (4) 具体的な関連事業（建築工事業を除く。）又は関連業者を紹介又は推奨する内容

(事業者リストの掲載の取消)

第5条 市は、事業者が掲載の取消を希望したとき又は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載事業者が廃業又は破産した場合
- (2) 掲載事業者がブロック塀等撤去工事又は外構工事に係る各種施工行為、設計及び監理に関して不正又は不誠実な行為を行った場合
- (3) 掲載事業者が正当な理由なく高槻市ブロック塀等撤去事業者情報提供制度を通じて知

り得た、市民の氏名や住所等の情報を高槻市ブロック塀等撤去事業者情報提供制度以外で利用し、又は第三者に漏らした場合

- (4) 掲載事業者が市民からの苦情、クレーム等について、速やかに対応するとともに適切な解決をしない場合
- (5) 掲載事業者が高槻市ブロック塀等撤去事業者情報提供制度を利用した市民からの業務の依頼又は問い合わせを受けた場合を除き、掲載の事実を営業等に使用した場合
- (6) 掲載事業者として相応しくない行為を行った場合
- (7) その他市が掲載不相当と認める場合

(事業者リスト等の更新)

第6条 事業者より第4条第1項又は第2項の届け出がされたとき、市が第5条による取り消しをしたときは、市は届け出日又は取り消した日より3か月以内に事業者リストを更新するものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和3年1月19日より施行する。